

浜松市三ヶ日B＆G海洋センター 指定管理者公募に関する参考資料

参考資料① 光熱水費にかかる使用量、自動販売機手数料収入

参考資料② 修繕更新履歴一覧

参考資料③ 事業報告書(令和3年度)

参考資料④ 浜松市B＆G海洋センター条例・条例施行規則

浜松市北区まちづくり推進課

令和4年6月

浜松市三ヶ日B&G海洋センター 光熱水費にかかる使用量
(令和元年度、令和2年度、令和3年度)

(令和元年度)

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
昼間売電使用量(kWh)	13,595	11,507	11,415	12,519	14,274	12,810	12,951	14,033	15,444	16,500	15,935	15,374	166,357
夜間売電使用量(kWh)	4,835	5,941	4,668	5,035	5,011	4,832	4,983	4,950	5,167	5,166	4,830	5,142	60,560
灯油(L)	315	235	190	169	101	91	149	315	325	390	470	300	3,050
LSA重油(L)	5,950	3,500	1,450	1,350	200	900	3,700	6,800	8,600	9,000	9,500	8,500	59,450
水道使用量(m³)	260	289	321	441	711	393	263	247	239	247	269	609	4,289

(令和2年度)

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
昼間売電使用量(kWh)	11,878	7,482	11,737	13,076	13,645	11,929	13,471	14,084	15,299	16,000	14,433	14,936	157,970
夜間売電使用量(kWh)	4,991	5,063	4,930	5,092	5,129	4,739	5,027	4,960	5,238	5,280	4,764	5,338	60,551
灯油(L)	155	5	140	180	120	100	225	250	240	440	120	377	2,352
LSA重油(L)	4,300	200	2,000	2,900	0	1,500	5,900	8,000	10,400	12,400	10,000	8,000	65,600
水道使用量(m³)	114	282	219	291	1,196	868	341	263	212	275	213	277	4,551

※4月下旬～5月末まで、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため休館

(令和3年度)

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
昼間売電使用量(kWh)	12,762	12,845	11,439	12,786	12,778	10,114	11,611	12,858	13,898	14,625	13,629	13,875	153,220
夜間売電使用量(kWh)	5,045	5,145	4,803	5,154	5,094	4,936	5,178	5,003	5,201	5,362	4,840	5,368	61,129
灯油(L)	295	210	185	115	120	155	135	220	440	405	320	319	2,919
LSA重油(L)	6,100	4,800	2,600	900	500	2,200	5,300	8,000	9,000	12,200	10,400	13,600	75,600
水道使用量(m³)	260	305	789	722	736	275	518	279	280	297	269	334	5,064

※9月～2月中旬まで、吊り天井撤去・落下防止対策工事等のためアリーナ休館

浜松市三ヶ日B&G海洋センター 自動販売機手数料収入
(令和元年度、令和2年度、令和3年度)

(単位:円)

年度	金額
令和元年度	314,711
令和2年度	223,500
令和3年度	224,670

浜松市三ヶ日B&G海洋センター 修繕更新履歴一覧

年度	場 所	内 容	備考
平成30年度	設備(浄化槽)	浄化槽調整ポンプフロート交換工事	
平成30年度	プール	時計取付及びボイラー室煙突点検口修理	
平成30年度	設備	自動火災報知設備工事	
平成30年度	プール	ファンコンベクター用温水配管等改修工事	市費
平成30年度	プール	シャワー用温水ボイラー部品交換修繕	
平成30年度	屋根	屋根アルミガラリ塞ぎ工事	
平成30年度	設備(浄化槽)	浄化槽ブロワモーター取替修繕	
平成30年度	プール	プール排水弁取付工事	
平成30年度	プール	プール出入口アルミ製引戸取替工事	市費
平成30年度	館内	自動販売機(券売機)修繕工事	市費
平成30年度	プール	プール塗装部分補修工事	市費
令和元年度	設備	草刈り機修繕	
令和元年度	館内	卓上ANP取替工事	
令和元年度	館内・外構	女子更衣室照明設備、屋外照明修繕	
令和元年度	外構	外灯ポール・看板支柱塗装工事	
令和元年度	アリーナ	アリーナ4連窓オペレーター修繕	
令和元年度	館内	玄関他アルミサッシ修繕工事	市費
令和元年度	プール	プール清掃ロボット修理代	
令和元年度	アリーナ	体育館セパレーターネット修繕	
令和元年度	館内	消火器取替	
令和元年度	館内	更衣室空調機修繕工事	市費
令和元年度	館内	会議室、トレーニングルーム照明器具修繕工事	市費
令和2年度	プール	男子更衣室側自動シャワー装置修繕	
令和2年度	館内	事務所空調機更新	
令和2年度	館内・外構	女子更衣室洗面所スイッチ・コンセント修繕及び外灯照明交換	
令和2年度	館内	微量PCB混入検査	
令和2年度	プール	受水槽FMバルブ取替及びプール用バルブ廻り漏水修理	
令和2年度	プール	真空式ボイラー部品交換	
令和2年度	設備(浄化槽)	浄化槽ブロワー取替修繕工事	市費
令和3年度	プール	シャワー器具修繕	
令和3年度	館内	消防設備修繕、更新(消火器1本更新、煙感知器交換)	
令和3年度	アリーナ	アリーナ高窓(排煙窓)2ヶ所開閉不可修繕	
令和3年度	館内	事務所パソコン電源不具合修繕	
令和3年度	館内	男子トイレ照明センサー修繕	
令和3年度	プール	プール清掃ロボットモーター修繕	
令和3年度	アリーナ	吊り天井落下防止工事	市費
令和3年度	外構	外壁・屋根改修工事	市費
令和3年度	玄関	1F入口誘導灯LED化工事	
令和3年度	設備	浄化槽蓋修繕工事	市費

第22号様式

令和4年5月13日

(あて先) 浜松市長 鈴木康友 様

所在地 静岡県浜松市中区連尺町307番地1.4
団体名 三ヶ日B&G海洋センター浜松支店
代表者氏名 支店長 三ヶ日 地 真理子

浜松市三ヶ日B&G海洋センター指定管理者事業報告書

浜松市指定管理者による公の施設の管理に関する条例第9条の規定により、次のとおり令和3年度事業を完了したので、地方自治法第244条の2第7項の規定に基づき報告します。
(期間：令和3年4月1日 ～ 令和4年3月31日)



(1) 管理の実施状況及び利用状況

<維持管理業務の状況>

業 務 分 類	実施体制	内 容	備 考
館長		総括責任者、維持管理業務全般	
副館長		副総括責任者、館長不在時の代行、プール監視、窓口対応、電話対応、施設管理等	
運営責任者		館長・副館長不在時の代行、プール監視、窓口対応、電話対応、利用者補助等	
管理リーダー		館長・副館長・運営責任者不在時の代行、プール監視、窓口対応、電話対応等	
管理スタッフ		プール監視、窓口対応、電話対応、利用者補助、日常清掃等	

<施設の利用状況>

(単位:人)

月	施設名	プール	体育館				合計
			アリーナ	トレーニングルーム	会議室	小計	
4月		3,284	1,211	447	184	1,842	5,126
5月		3,351	1,370	405	98	1,873	5,224
6月		4,028	1,335	483	138	1,956	5,984
7月		4,519	1,479	507	185	2,171	6,690
8月		3,853	1,240	312	140	1,692	5,545
9月		3,161	0	486	106	592	3,753
10月		3,437	0	561	122	683	4,120
11月		2,979	0	523	112	635	3,614
12月		2,664	0	443	91	534	3,198
1月		2,442	0	388	115	503	2,945
2月		2,219	68	393	123	584	2,803
3月		2,804	656	499	143	1,298	4,102
合計		38,741	7,359	5,447	1,557	14,363	53,104

※記入条件:()に内数として、自主事業における利用者数を記載

(2) 使用料又は利用料金の収入実績

(単位:円)

月	施設名 プール	体育館				合計
		アリーナ	トレーニングルーム	会議室	小計	
4月	488,610	58,320	21,070	3,900	83,290	571,900
5月	585,040	63,720	20,790	3,300	87,810	672,850
6月	445,350	61,020	20,160	2,900	84,080	529,430
7月	544,740	65,250	21,470	5,750	92,470	637,210
8月	446,120	74,160	15,890	4,050	94,100	540,220
9月	353,920	0	21,420	3,800	25,220	379,140
10月	511,780	0	26,990	12,600	39,590	551,370
11月	474,690	0	24,870	8,800	33,670	508,360
12月	408,100	0	21,340	2,850	24,190	432,290
1月	374,310	0	20,050	6,900	26,950	401,260
2月	261,560	8,280	20,990	3,250	32,520	294,080
3月	448,170	58,230	25,460	4,100	87,790	535,960
合計	5,342,390	388,980	260,500	62,200	711,680	6,054,070

※記入条件:()に内数として、自主事業における利用料金を記載

<計画値との比較>

(単位:円)

月	施設名 プール	体育館				合計
		アリーナ	トレーニングルーム	会議室	小計	
実績(A)	5,342,390	388,980	260,500	62,200	711,680	6,054,070
計画(B)						
差(A-B)						

※記入条件:()に内数として、自主事業における利用料金を記載

(3) 管理に係る経費の収支状況

(単位：円)

区分	項 目	金額	内訳等	備考
収入	市指定管理料収入	28,034,854		
	利用料金収入	6,076,177		
	自動販売機収入	224,670		
	その他収入（管理）			
	教室参加費収入			
	売店運用収入			
	その他収入（自主事業）			
	収入計（a）	34,335,701		
支出	管理費			
	材料費			
	商品仕入			
	外注費			
	労務費			
	旅費交通費			
	通信費			
	消耗工具機具備品			
	消耗品費			
	賃借料			
	水道光熱費			
	租税公課			
	支払い手数料			
	修繕費			
	自動車諸費			
	支払保険料			
	教育研修費			
	作業衣			
	リース料			
	雑費			
	その他			
	支出計（b）	42,153,240		
	収支差額（a）－（b）	△ 7,817,539		

※この表には、当該事業年度の収支を記載してください。

当該施設での4月1日から翌年3月31日を1会計年度とする運営・管理の状況等を把握するため、指定管理者の決算月にかかわらず、

当該年度分の収支状況について記載して下さい。

※この表には、自主事業の収支は記載しないでください。

※この表には、事業年度前に設置者と協議し調整された収支計画に基づき記載してください。

※この表の他に、収支（損益）計算書、貸借対照表を添付してください。（作成している団体に限る。）

※障害者優先調達を実施した場合は、その内容（金額、委託・調達先等）を備考に記入してください。

(4) 自主事業の実施状況

<自主事業に係る収支>

(単位：円)

区分	項 目	金額	内訳等	備考
収入	市指定管理料収入			
	利用料金収入			
	自動販売機収入			
	その他収入（管理）			
	教室参加費収入			
	売店運用収入			
	その他収入（自主事業）			
	収入計（a）			
支出	管理費			
	材料費			
	商品仕入			
	外注費			
	労務費			
	旅費交通費			
	通信費			
	消耗工具機具備品			
	消耗品費			
	賃借料			
	水道光熱費			
	租税公課			
	支払い手数料			
	修繕費			
	自動車諸費			
	支払保険料			
	教育研修費			
	作業衣			
	リース料			
	雑費			
	その他			
	支出計（b）			
	収支差額（a） - （b）			

※障害者優先調達を実施した場合は、その内容（金額、委託・調達先等）を備考に記入してください。

<自主事業実績>

開催教室・ イベント名	実施体制	開催時間	参加者数	内 容	備 考

開催教室・ イベント名	実施体制	開催時間	参加者数	内 容	備 考

(5) 利用者アンケートの概要及び利用者からの苦情、意見等

<利用者アンケートの概要>

実施期間	実施方法	集計数

<利用者からの苦情、意見等>

実施回	主な苦情、意見等	改善策等
1		
	ロッカーの鍵が使える所を増やしてほしい。	
2	体育館の床が滑る。	
	掃除機など壊れているものは替えてほしい。	
	インターネット予約ができるとうれしい。	
3	トイレに荷物フックが欲しい。	
	プールコース区分がわかりづらい どうにかしてほしい。	

(6) 施設・設備の損傷、減耗、不具合の状況

<施設>

施設の区分	損傷、減耗、不具合の状況	対応状況
誘導灯不具合	本体経年劣化(30年経過)の為、アリーナ、トレーニングルーム誘導灯が破損ひび割れ	
シャワー系統のボイラーの劣化損傷	製造から26年程経過しており、缶体の劣化損傷により、漏水等の使用不可能な状況に至ることが予想される	
プール更衣室ロッカーの経年劣化	プール更衣室ロッカーのカギが経年劣化により故障(200ヶ所中106ヶ所故障)、ロッカーの錆、扉の蝶番不具合多発。	
トレーニングルーム空調	暑さによるお客様の体調不良、クレーム多々発生。夏場35℃～38℃今後の温暖化対策	
プールサイド床劣化	プールサイド床が下からの水により剥離	
格技場天井材の腐食	雨漏りにより、天井材が腐食	
プールシャッター故障 換気扇枠錆	事務所操作盤で操作しても反応せず、シャッターの開閉不可 換気扇枠の経年による錆劣化	
プール窓ファスナー 開閉不良	経年劣化によりプールファスナーの開閉不良が発生(15箇所)	

備品等(1種)>

種 類	損傷、減耗、不具合の状況	備 考

(7) 事後評価での指摘及び意見に対する対応状況(立入調査、監査の指摘及び意見を含む)

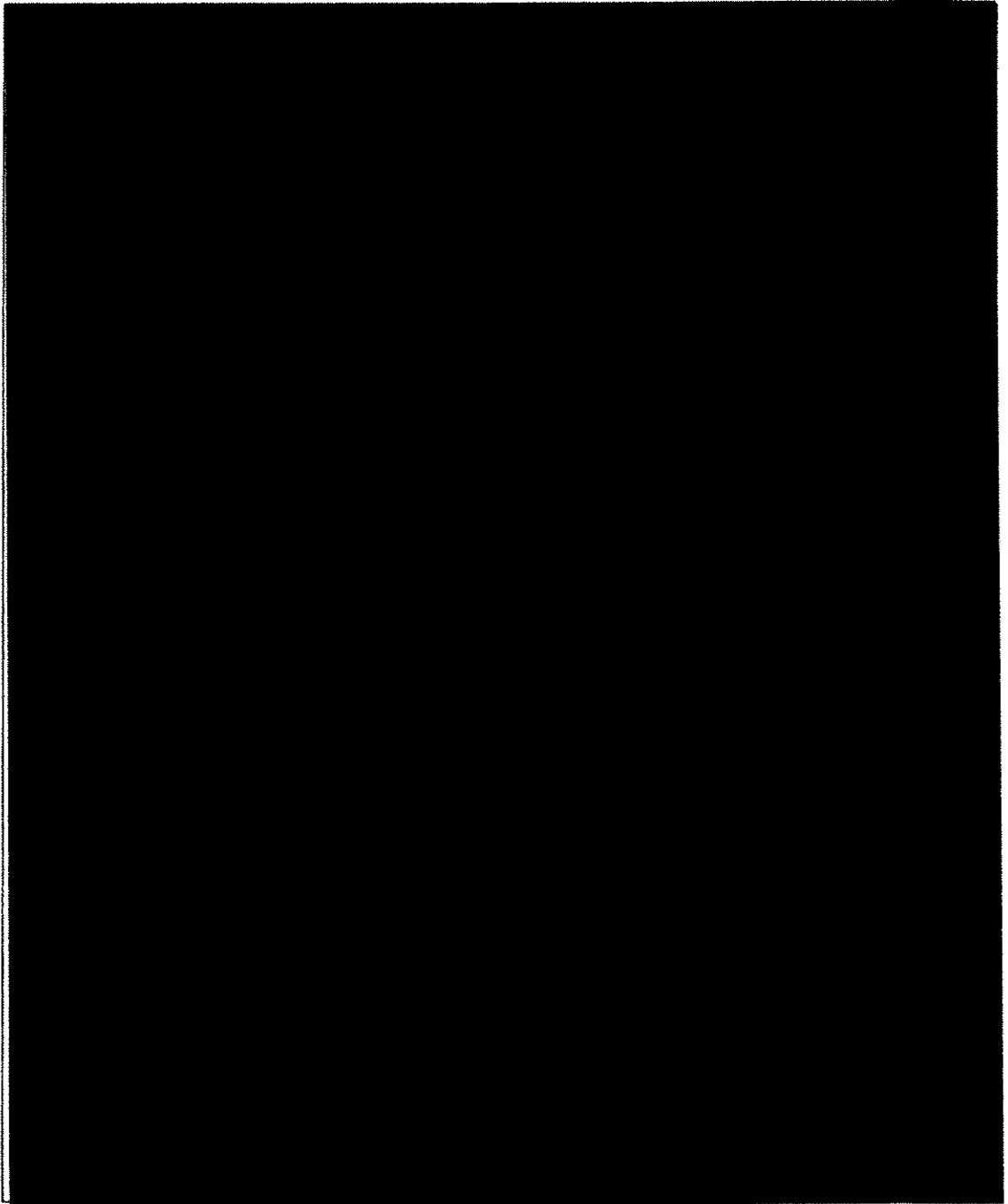
①事後評価での指摘及び意見に対する対応状況

前年度に引き続き、利用者の安全利用を第一とし、日常点検の徹底などにより維持管理に努めた。また、施設の老朽化に伴う施設の修繕等について、浜松市担当課と連絡を密にして対応した。

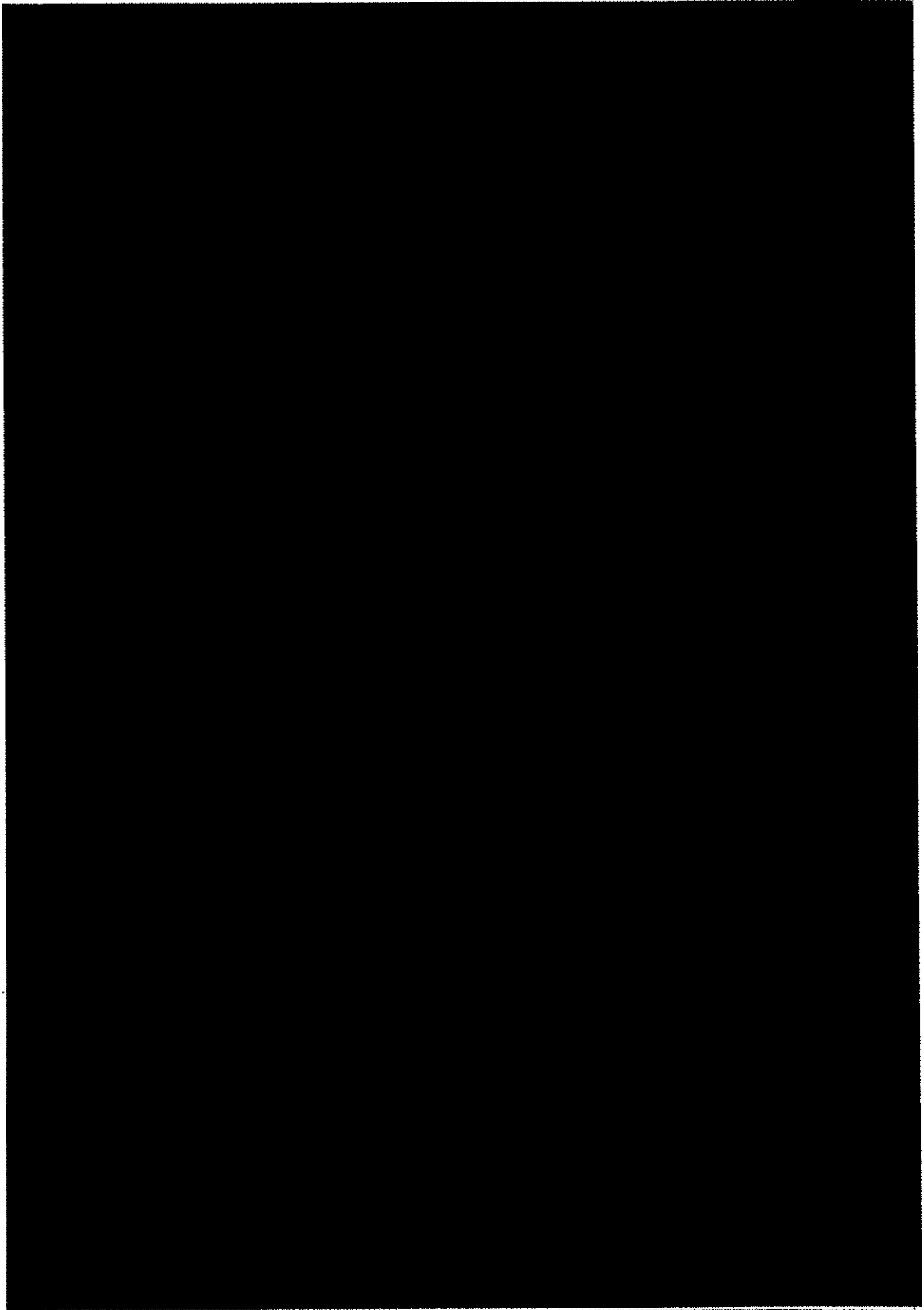
②立入調査

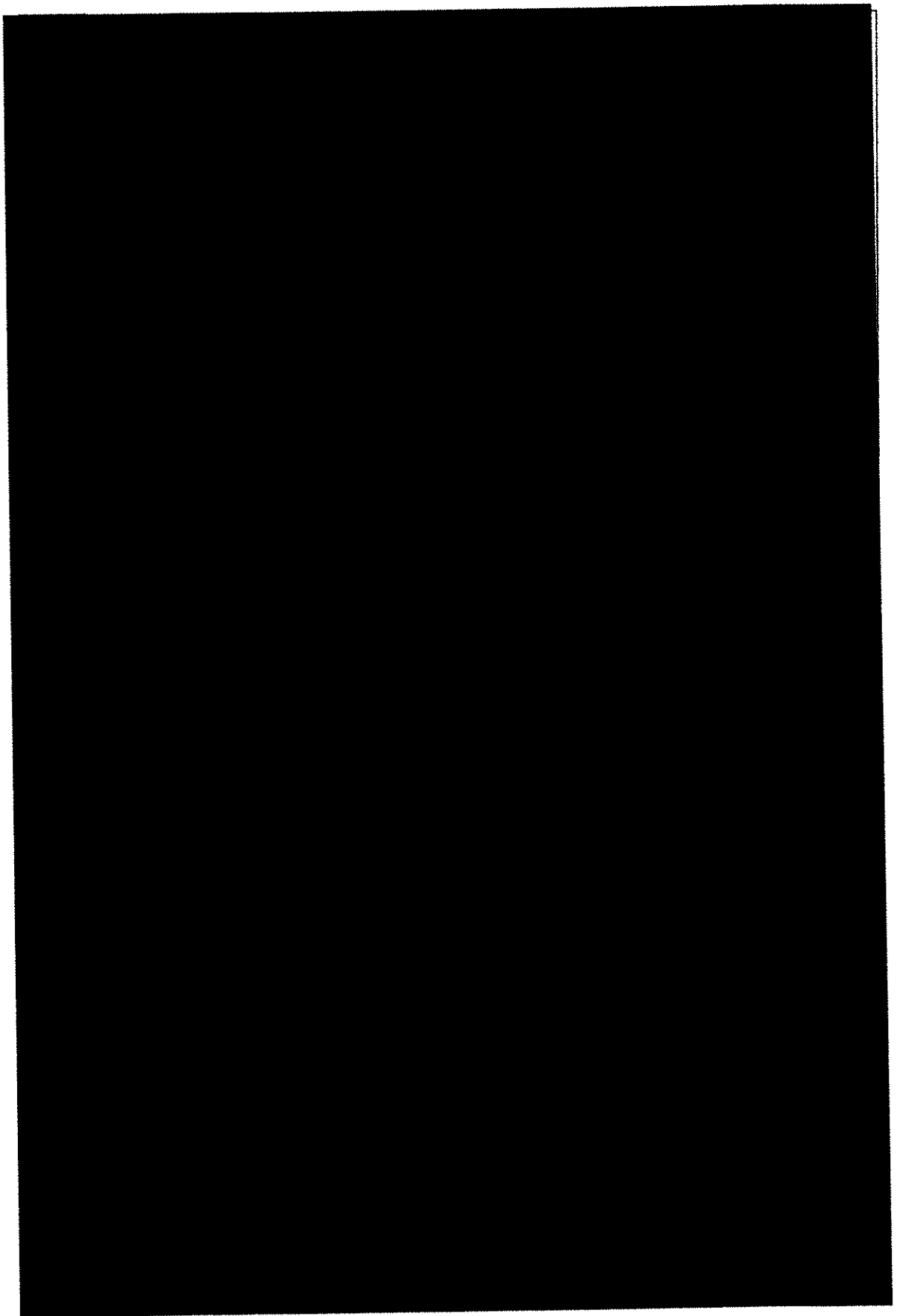
浜松市担当課により4半期に1回実施された立入調査等において指摘はなかった。

(8) その他指定管理者との協定書で定める管理の状況を把握するために必要な事項



(9) 指定管理者による自己評価







※選定時における提案等の実施状況等と、それに対する自己評価についても記載してください。

(10) 労働関係法令について

労働関係法令に基づき、適正に業務を履行した。

※労働関係法令の遵守に関する報告書を別途提出してください。

(11) 施設運営に関する意見・要望について



○浜松市B&G海洋センター条例

平成17年6月1日

浜松市条例第191号

改正 平成18年6月30日浜松市条例第47号

平成18年12月15日浜松市条例第79号

平成18年12月15日浜松市条例第118号

平成20年9月30日浜松市条例第61号

平成20年9月30日浜松市条例第62号

平成24年3月23日浜松市条例第10号

平成25年9月26日浜松市条例第59号

平成26年2月25日浜松市条例第11号

平成28年3月24日浜松市条例第23号

平成31年3月15日浜松市条例第22号

(趣旨)

第1条 この条例は、市民の健康の増進と青少年の健全な育成を図るため設置するB&G海洋センターについて必要な事項を定める。

(名称及び位置)

第2条 B&G海洋センター（以下「海洋センター」という。）の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
浜松市天竜B&G海洋センター	浜松市天竜区二俣町阿蔵330番地の2
浜松市三ヶ日B&G海洋センター	浜松市北区三ヶ日町都筑3116番地の24

(平18条例79・平18条例118・一部改正)

(開館時間)

第3条 海洋センターの開館時間は、次のとおりとする。ただし、第4条の2第1項の規定により市が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）は、必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれを変更することができる。

(1) 浜松市天竜B&G海洋センター

午前9時から午後8時30分まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日にあつては、午後4時30分まで）

(2) 浜松市三ヶ日B&G海洋センター

ア プール

午前9時から午後9時まで（日曜日にあっては、午後5時まで）

イ 体育館

午前9時から午後9時30分まで

（平18条例47・平18条例79・平20条例61・平20条例62・平24
条例10・平25条例59・一部改正）

（休館日等）

第4条 海洋センターの休館日は、12月29日から翌年の1月3日までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て臨時に休館し、開館し、又は休館日を変更することができる。

（平18条例47・平18条例79・平25条例59・一部改正）

（指定管理者による管理）

第4条の2 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定に基づき、市が指定する法人その他の団体に海洋センターの管理を行わせるものとする。

2 指定管理者が行う業務は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長のみの権限に属する事務に係る業務については、これを除くものとする。

（1）海洋センターの利用の許可に関する業務

（2）海洋センターの施設及び設備の維持管理に関する業務

（3）前2号に掲げるもののほか、海洋センターの管理に関して市長が必要があると認める業務

（平18条例47・追加、平20条例61・一部改正）

（入館の制限）

第5条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者がある場合は、入館を拒み、又は退館を命じることができる。

（1）施設、設備等を損傷した者又はそのおそれがある者

（2）他人に危害を及ぼし、若しくは他人の迷惑になるおそれがある物品又は動物類を携帯する者

（3）めいていしている者

（4）管理上必要な指示に従わない者

（平18条例47・一部改正）

(利用の許可)

第6条 海洋センターの施設を利用しようとする者は、規則で定めるところにより、指定管理者の許可を受けなければならない。

(平18条例47・一部改正)

(利用の制限)

第7条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、海洋センターの施設の利用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (3) 施設、設備等を損傷するおそれがあるとき。
- (4) 前3号に定めるもののほか、管理上支障があると認めるとき。

(平18条例47・一部改正)

(利用料金の納付)

第8条 第6条の規定による許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、指定管理者に対し、利用料金（法第244条の2第8項の利用料金をいう。以下同じ。）を利用する日前において指定管理者が指定する日までに（海洋センターのプールの一般利用にあつては、利用の際）納付しなければならない。ただし、回数利用券による場合その他指定管理者が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

- 2 指定管理者は、海洋センターのプールの一般利用をしようとする者の利便を図るため、利用料金に係る回数利用券を発行するものとする。
- 3 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。利用料金を変更しようとするときも同様とする。
- 4 指定管理者は、前項の承認を得たときは、その旨及び当該利用料金の額を公表しなければならない。
- 5 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(平18条例47・全改)

(利用料金の減免)

第9条 指定管理者は、規則で定める場合その他特別の理由があると認める場合は、利用料金を減免することができる。

(平18条例47・旧第10条繰上・一部改正)

(利用料金の不還付)

第10条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、規則で定める場合その他特別の理由があると認める場合は、当該利用料金の全部又は一部を還付することができる。

(平18条例47・旧第11条繰上・全改)

(利用権の譲渡禁止)

第11条 利用者は、利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(平18条例47・一部改正、平20条例61・旧第12条繰上)

(利用許可の取消し等)

第12条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、利用の条件を変更し、又は利用を停止することができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 管理上支障があるとき。

(平18条例47・一部改正、平20条例61・旧第13条繰上)

(原状回復の義務)

第13条 利用者は、海洋センターの利用を終了したとき又は前条の規定により利用の許可を取り消され、若しくは利用を停止されたときは、直ちにこれを原状に回復しなければならない。

(平20条例61・旧第14条繰上)

(損害賠償の義務)

第14条 海洋センターの施設、設備等を損傷し、又は滅失した者は、その損害について市長が定める額を賠償しなければならない。

(平20条例61・旧第15条繰上)

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(平18条例47・旧第16条繰下、平20条例61・旧第18条繰上)

附 則

1 この条例は、平成17年7月1日から施行する。

2 天竜市及び三ヶ日町の編入の日（以下「編入日」という。）前に、天竜市社会体育施設条例（昭和52年天竜市条例第43号。以下「旧天竜市条例」という。）又は三ヶ日

町B&G海洋センターの設置及び管理に関する条例（平成5年三ヶ日町条例第13号。以下「旧三ヶ日町条例」という。）の規定によりされた処分、手続その他の行為（旧天竜市条例の規定によりされたものにあつては、天竜市B&G海洋センターに係るものに限る。）は、それぞれこの条例の相当規定によりされたものとみなす。

- 3 編入日前に旧天竜市条例及び旧三ヶ日町条例の規定により発行された回数利用券は、第9条の規定により発行された回数利用券とみなす。

附 則（平成18年6月30日浜松市条例第47号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 改正後の浜松市B&G海洋センター条例（以下「新条例」という。）第4条の2第1項の規定による指定及びこれに関し必要なその他の行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、新条例第4条の3から第4条の5までの規定の例により行うことができる。

（指定管理者制度移行に伴う経過措置）

- 3 施行日前に改正前の浜松市B&G海洋センター条例（以下「旧条例」という。）の規定により市長がした許可その他の行為は、新条例の相当規定に基づいて、指定管理者がした許可その他の行為とみなす。
- 4 施行日前に旧条例第9条の規定により発行された回数利用券は、それぞれ新条例第8条第2項の規定により発行された回数利用券とみなす。
- 5 この条例の施行の際現に旧条例の規定により市長に対してされている申請その他の行為は、新条例の相当規定により指定管理者に対してされた申請その他の行為とみなす。

附 則（平成18年12月15日浜松市条例第79号）

この条例は、平成19年3月3日から施行する。

附 則（平成18年12月15日浜松市条例第118号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年9月30日浜松市条例第61号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年9月30日浜松市条例第62号抄）

- 1 この条例は、平成21年1月21日から施行する。
- 2 第2条、第7条から第16条まで、第19条から第23条まで、第25条、第26条、第28条から第38条まで、第40条、第46条、第47条、第53条から第56条まで、第64条、第66条及び第69条から第71条までの規定による改正後の（中略）、浜松市B&G海洋センター条例、（中略）の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料又は利用料金について適用する。ただし、この条例の施行の際現に利用の許可を受けている者の当該許可に係る使用料又は利用料金については、なお従前の例による。

附 則（平成24年3月23日浜松市条例第10号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年9月26日浜松市条例第59号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年2月25日浜松市条例第11号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
（経過措置の原則）
- 2 この附則に別段の定めがあるものを除き、この条例の施行の際現に公の施設の利用の許可を受けている者（現に当該許可の申請をしている者及び現に当該許可の変更の申出をしている者を含む。）の当該利用に係る使用料又は利用料金については、なお従前の例による。

附 則（平成28年3月24日浜松市条例第23号）

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の浜松市総合体育館条例別表第2の12の規定、第3条の規定による改正後の浜松市運動広場条例別表第2の5の(1)、同表の7の(1)及び同表の9の規定、第4条の規定による改正後の浜松市庭球場条例別表第2の2の規定、第5条の規定による改正後の浜松市武道場条例別表第2の4の(2)及び同表の5の(2)の規定並びに第6条の規定による改正後の浜松アリーナ条例別表の1の規定（合宿室に係る部分に限る。）は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料又は利用料金について適用する。ただし、この条例の施行の際現に当該利用の許可を受けている者の当該許可に係る使用料又は利用料金については、なお従前の例による。

附 則（平成31年3月15日浜松市条例第22号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置の原則)

- 2 この附則に別段の定めがあるものを除き、この条例の施行の際現に公の施設の利用の許可を受けている者（現に当該許可の申請をしている者及び現に当該許可の変更の申出をしている者を含む。）の当該利用に係る使用料及び利用料金については、なお従前の例による。

別表（第8条関係）

（平18条例47・旧別表第1・一部改正、平18条例79・平20条例62・平26条例11・平28条例23・平31条例22・一部改正）

- 1 浜松市天竜B&G海洋センター

- (1) プール

一般利用

利用区分		金額
大人	1人1回につき	円 540
小中高生		270
70歳以上		270

備考 小中高生とは小学校の児童、中学校の生徒及び高等学校の生徒並びにこれらに準じる者を、大人とは15歳以上70歳未満の者（小中高生を除く。）をいう。以下同じ。

- (2) 多目的ホール

利用時間区分	午前9時から午後8時まで 1時間につき	午後8時から午後8時30分まで
金額	220円	110円

備考

- 利用時間の開始は正時からとし、利用時間の終了は午後8時30分まで利用する場合を除き正時までとする。
- 利用時間を15分以上超過し、又は繰り上げて利用する場合の当該超過又は繰上げに係る利用料金は、次のとおりとする。
 - 所定の開館時間内に利用する場合は、当該超過し、又は繰り上げた時間の属する利用時間区分の利用料金に相当する額

- (2) 所定の開館時間外に利用する場合は、1時間につき、午前9時から午後8時までの間の1時間当たりの利用料金の1.5倍に相当する額

3 利用料金を算定して得た額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

2 浜松市三ヶ日B&G海洋センター

(1) プール

ア 一般利用

利用時間区分				午前9時から 午前12時まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで
利用区分						
個人	大人	1人1 回につき	6月1日から9月30日まで	円 220	円 220	円 220
			10月1日から翌年の5月31日まで	320	320	320
	小中高生		6月1日から9月30日まで	110	110	110
			10月1日から翌年の5月31日まで	160	160	160
	70歳以上		6月1日から9月30日まで	110	110	110
			10月1日から翌年の5月31日まで	160	160	160
団体	有料の利用者20人以上1人1回につき			個人に係る所定の利用料金の7割に相当する額		

備考

- 3部制で総入替制とする。
- 利用料金を算定して得た額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

イ 専用利用

利用区分 \ 利用時間区分	午前9時から午前 12時まで	午後1時から午後5 時まで	午後6時から午後9 時まで
1コースにつき	1,040円	1,040円	1,040円

備考

1 専用利用とは、成年の引率者1人以上を含む20人以上の団体が利用する場合をいう。

2 3部制で総入替制とする。

(2) 体育館

利用時間区分 利用区分		午前9時から午後9時まで 1時間につき	午後9時から午後9時30分まで
アリーナ (競技場)	全面	円 360	円 180
	半面	180	90
トレーニングルーム		170	80
会議室(研修室)		100	50

備考

- 利用時間の開始は正時からとし、利用時間の終了は午後9時30分まで利用する場合を除き正時までとする。
- 利用時間を15分以上超過し、又は繰り上げて利用する場合の当該超過又は繰上げに係る利用料金は、次のとおりとする。
 - 所定の開館時間内に利用する場合は、当該超過し、又は繰り上げた時間の属する利用時間区分の利用料金に相当する額
 - 所定の開館時間外に利用する場合は、1時間につき、午前9時から午後9時までの間の1時間当たりの利用料金の1.5倍に相当する額
- 利用料金を算定して得た額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

○浜松市B&G海洋センター条例施行規則

平成17年6月30日

浜松市規則第201号

改正 平成18年6月30日浜松市規則第59号

平成18年12月15日浜松市規則第78号

平成18年12月15日浜松市規則第80号

平成20年9月30日浜松市規則第84号

平成20年9月30日浜松市規則第85号

平成24年3月23日浜松市規則第14号

平成27年2月18日浜松市規則第2号

平成28年3月24日浜松市規則第21号

平成28年12月13日浜松市規則第80号

平成30年12月13日浜松市規則第78号

(趣旨)

第1条 この規則は、浜松市B&G海洋センター条例（平成17年浜松市条例第191号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定める。

第2条 削除

(平20規則84)

(利用許可の申請)

第3条 条例第6条の規定によりB&G海洋センター（以下「海洋センター」という。）の多目的ホール、体育館及び会議室の利用並びにプールの専用利用の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項について文書等により指定管理者に申請しなければならない。

(1) 申請者の住所又は所在地並びに氏名又は名称及び代表者氏名

(2) 申請者の電話番号又は連絡先

(3) 利用日時

(4) 利用施設

(5) 利用目的

(6) 利用内容

(7) 利用人員

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

2 前項に規定する申請の時期は、利用しようとする日の属する月の2月前の月の初日(休

館日に当たるときは、その翌日)からとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(平18規則59・旧第2条繰下・一部改正、平20規則84・平20規則85・一部改正)

(利用の許可)

第4条 指定管理者は、前条第1項に規定する申請があったときは、これを審査し、適当と認めたときは、海洋センターの施設の利用を許可し、その旨を申請者に通知する。

(平18規則59・旧第3条繰下・一部改正)

(一般利用)

第5条 海洋センターのプールを一般利用しようとする者は、利用の際指定管理者に申し出なければならない。

2 指定管理者は、前項の規定による申出があった場合において適当と認めたときは、プール一般利用券を交付する。

(平18規則59・旧第4条繰下・一部改正)

(利用許可の取消し等の申出)

第6条 海洋センターの多目的ホール、体育館及び会議室の利用並びにプールの専用利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)がその取消し又は変更を申し出ようとするときは、その旨を指定管理者に申し出なければならない。

(平18規則59・平20規則85・一部改正)

(利用料金の減免)

第7条 海洋センターのプールの一般利用の場合において、条例第9条に規定する規則で定める場合は次の各号に掲げる場合とし、その減免の割合は当該各号に定めるものとする。

(1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳を所持する者が利用する場合 免除

(2) 厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳を所持する者が利用する場合 免除

(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳を所持する者が利用する場合 免除

(4) 前3号に掲げる者を介護する者(以下この号において「介護者」という。)が当該介護のために利用する場合 免除(1人分(当該介護のために2人以上の介護者が必

要であると指定管理者が認める場合にあっては、当該必要であると認める介護者の人数分)に限る。)

2 海洋センターの多目的ホール、体育館及び会議室の利用並びにプールの専用利用の場合において、条例第9条に規定する規則で定める場合は次の各号に掲げる場合とし、その減免の割合は当該各号に定めるものとする。

(1) 市長が別に定めるところにより認定する身体障害者、知的障害者、精神障害者又は高齢者の団体が利用する場合 5割

(2) 市内の小学校又は中学校の管理下において正規の教科以外の活動に利用する場合 5割

(3) 市内の幼稚園、小学校、中学校又は高等学校がスポーツ活動に利用する場合（前号に該当する場合を除く。） 5割

(4) 市内の保育所（都道府県及び市町村以外の者が設置したものにあっては、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項の認可を得たものに限る。）その他市長が別に定める施設又は幼保連携型認定こども園がスポーツ活動に利用する場合 5割

(5) 公益財団法人日本スポーツ協会日本スポーツ少年団の登録を受けているスポーツ少年団が利用する場合 5割

(6) 総合型地域スポーツクラブ（地域におけるスポーツの振興を主たる目的とする団体のうち市長が別に定めるものをいう。）が利用する場合 5割

(7) 浜松市認定少年スポーツ団体（中学校の生徒（これに準じる者を含む。）以下の者のスポーツの振興を主たる目的とする団体のうち市長が別に定めるものをいう。）が利用する場合 5割

(8) 前各号に掲げる場合に準じる場合として市長が別に定める場合 5割

3 前2項の規定は、入場料（これに類するものを含み、資料代その他の実費を除く。）を徴収する場合及び商品の展示、宣伝又は販売その他の営業活動を行う場合の利用料金については、適用しない。

4 第1項に規定する場合を除き、利用料金の減免を受けようとする者は、理由を付して文書等により指定管理者に申請しなければならない。

（平18規則59・旧第8条繰上・一部改正、平18規則80・平20規則85・平24規則14・平27規則2・平28規則21・平28規則80・平30規則78・一部改正）

(利用料金の還付)

第8条 条例第10条ただし書に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 利用者が利用しようとする日の10日前までに利用の許可の取消しを申し出た場合
- (2) 指定管理者が利用者の責めに帰することができないと認める理由により利用することができなくなった場合

2 利用料金の還付を受けようとする者は、前項第1号の規定による場合を除き、理由を付して文書等により指定管理者に申請しなければならない。

(平18規則59・旧第9条繰上・一部改正)

(事業報告書の提出期限)

第9条 浜松市指定管理者による公の施設の管理に関する条例(平成20年浜松市条例第61号)第9条の規則で定める期間は、毎年度終了後45日以内とする。

(平20規則84・全改)

(遵守事項)

第10条 海洋センターを利用する者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 施設、設備等を汚損し、又は損傷しないこと。
- (2) 所定の場所以外において飲食し、又は火気を使用しないこと。
- (3) 許可を受けずに、物品を展示し、販売し、又はこれらに類する行為をしないこと。
- (4) 他人の迷惑となるような行為をしないこと。
- (5) 前各号に定めるもののほか、管理上必要な指示に反する行為をしないこと。

(職員等の入室)

第11条 利用者は、職員又は指定管理者が管理上必要があると認めて当該施設に立ち入る場合は、これを拒むことができない。

(平18規則59・一部改正)

(細目)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成17年7月1日から施行する。

附 則(平成18年6月30日浜松市規則第59号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成18年12月15日浜松市規則第78号)

1 この規則は、平成19年3月3日から施行する。

- 2 この規則の施行の際現に第7条、第15条及び第18条の規定による改正前の浜松市B&G海洋センター条例施行規則、浜松市三ヶ日総合福祉センター条例施行規則又は浜松市細江地域自治区及び三ヶ日地域自治区地下水の採取の適正化に関する条例施行規則の規定により調製した用紙等がある場合は、なお当分の間使用することができる。

附 則（平成18年12月15日浜松市規則第80号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年9月30日浜松市規則第84号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年9月30日浜松市規則第85号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成21年1月21日から施行する。ただし、（中略）、第20条中浜松市B&G海洋センター条例施行規則第7条の改正規定（同条第2項の改正規定中「体育館」を「多目的ホール、体育館」に改める部分を除く。）、（中略）並びに附則第4項から第6項までの規定は、同年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 6 第1条から第3条まで、第10条から第12条まで、第14条、第15条、第17条、第19条から第23条まで、第25条から第30条まで、第32条から第49条まで、第51条、第53条から第56条まで、第59条、第61条、第63条、第64条及び第66条から第68条までの規定による改正後の（中略）、浜松市B&G海洋センター条例施行規則第7条第2項各号若しくは同条第3項、（中略）の規定は、第1項ただし書に規定する規定の施行の日以後の利用に係る利用料金又は使用料の減免について適用する。

附 則（平成24年3月23日浜松市規則第14号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年2月18日浜松市規則第2号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月24日浜松市規則第21号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成28年12月13日浜松市規則第80号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成３０年１２月１３日浜松市規則第７８号）

この規則は、公布の日から施行する。